独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業運営規程

第一章　事業の目的及び運営方針

（事業の目的）

第１条　この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する金沢病院附属介護老人保健施設（以下「施設」という。）が行う指定居宅サービスたる通所（介護予防通所）リハビリテーション（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の管理者や職員が要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　当事業所は、利用者が要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

２　当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

３　当事業所は、地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設

二　所在地　石川県金沢市沖町ハの部１５番地

第二章　職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　施設長（管理者）　１人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

二　副施設長　　１人

施設長を補佐し、適正な運営を図るための必要な指揮を行う。

三　医師　　１人

利用者の病状を把握し、健康管理及び療養上の指導を行う。

四　理学療法士（作業療法士・言語聴覚士）　　２人以上

管理者及び医師の指示を受け、通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための理学療法（作業療法）等のリハビリテーションを行う。

五　看護職員　　１人以上

管理者及び医師の指示を受け、利用者の病状、心身の状況等の把握に努め居宅サービス計画に基づき必要な業務を行う。

六　介護職員　　４人以上

管理者及び医師の指示を受け、利用者の日常生活の状況等の把握に努め居宅サービス計画に基づき必要な業務を行う。

七　管理栄養士　１人

利用者の栄養管理、食事相談を行う。

第三章　営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第５条　当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までを除くものとする。

二　営業時間は、午前９時３０分から午後４時００分までとする。

第四章　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの利用定員

（利用者の定員）

第６条　当事業所の定員は、４０人とする。

（定員の遵守）

第７条　災害その他のやむを得ない事情がない限り、利用者の定員を超えて指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供を行わない。

第五章　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第８条　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した文書を交付して説明を行い、文書で提供開始の同意を得る。

（要介護認定の申請に係る援助）

第９条　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供の際に要介護（要支援）認定を受けていない利用申込者について、要介護（要支援）認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

２　要介護（要支援）認定の更新の申請が遅くとも要介護（要支援）認定の有効期間の満

了日３０日前には行われるよう必要な援助を行う。

（通所（介護予防通所）リハビリテーション計画の作成）

第１０条　管理者は、医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等その他専従する職員（以下「医師等の職員」という。）に通所（介護予防通所）リハビリテーション計画の作成に関する業務を担当させる。

２　医師等の職員は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境等を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所（介護予防通所）リハビリテーション計画を作成する。

３　医師等の職員は、それぞれの利用者に応じた通所（介護予防通所）リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し交付し、その内容等について説明し同意を得る。

４　通所（介護予防通所）リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

（指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの基本方針）

第１１条　当事業所は、要介護（要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護（要支援）状態となることの予防に資するよう、必要なリハビリテーションに関する目標を設定し計画的に行う。

２　当事業所は、自らその提供する指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの具体的取扱方針）

第１２条　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの具体的取扱方針は、次のとおりである。

一　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二　当事業所の職員は、指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。

三　常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症性老人に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

四　それぞれの利用者について、通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療録等に記録する。

（相談及び援助）

第１３条　常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言及び援助を行う。

（利用料等の受領）

第１４条　法定代理受領サービスに該当する指定通所（介護予防通所）リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、介護保険法（以下「法」という。）

第４１条第４項第１号又は法第５３条第２項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から施設に支払われる居宅介護サービス費等の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

２　法定代理受領サービスに該当しない通所（介護予防通所）リハビリテーションを提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額と指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの費用の基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

３　前２項の支払いを受けるほか、別表に掲げる費用の額の支払いを受ける。

４　前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い文章で同意を得る。又、費用に変更があった場合は再度文章にて同意を得ることとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１５条　法定代理受領サービスに該当しない施設サービスにかかる費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第六章　通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第１６条　通常の事業の実施地域は､金沢市内（諸江地区、浅野川地区、川北地区を基本）とする。

第七章　サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第１７条　利用者は、医師等の職員の指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（衛生保持）

第１８条　利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第１９条　利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三　施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四　施設館内及び施設敷地内は全て禁煙とする。

五　故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第八章　非常災害対策

（非常災害対策）

第２０条　当事業所の非常災害対策については、消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法第８条に規定する防火管理者を置き、次のとおり万全を期す。

一　自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、終業時に行う。

二　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検に当たっては防火管理者が立ち会う。

三　非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するように努める。

四　火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。

五　防火管理者は、次のとおり職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。

（１）年２回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練と入所者を含めた総合訓練

（２）随時、非常災害用設備の使用方法の徹底

六　その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を採る。

２　当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第九章　虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待防止に関する事項）

第２１条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

二　虐待防止のための指針の整備

三　虐待を防止するための定期的な研修の実施

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　当事業所は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

第十章　その他運営に関する重要事項

（利用者に関する市町村への通知）

第２２条　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

一　正当な理由なしに指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの利用に関する指

示に従わないことにより、要介護（要支援）状態の程度を増進させたと認められるとき。

二　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第２３条　利用者に対し、適切な指定通所（介護予防通所）リハビテーションを提供することができるよう、職員の勤務体制を別に定める。

２　施設の職員によって指定通所（介護予防通所）リハビリテーションを提供する。

３　職員に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。

一　年１回の採用時研修

二　年１回の中堅研修など

三　定期的な施設内研修

４　全ての通所（介護予防通所）リハビリテーション職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

５　当事業所は、適切な指定通所（予防通所）リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（衛生管理等）

第２４条　利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

２　感染症が発生し又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

一　当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

二　当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

三　当事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第２５条　当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（緊急時の対応）

第２６条　利用者に対し、施設の医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力病院等での診療を依頼するなど必要な措置を講じる。

２　前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者の家族等に対し緊急に連絡する。

（協力病院等）

第２７条　利用者の病状の急変に備えるための協力病院は次のとおりである。

一　名　称　独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

二　所在地　金沢市沖町ハの部１５番地

（掲示）

第２８条　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第２９条　職員及び職員であった者（以下「職員等」という。）は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

２　職員等が本規定に反した場合は違約金を求めるなどの必要な措置を講じる。

３　居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第３０条　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することなどの対償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

２　居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設利用者を紹介することなどの対償として、金品その他の財産上の利益収受をしない。

（苦情処理）

第３１条　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

一　窓　　口　当施設管理係、金沢病院総務企画課課長、支援相談員

二　担当部署　苦情処理委員会

２　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションに関し、法第２３条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第２号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第３２条　運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第３３条　当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護･医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護･医療事故を防止するための体制を整備する。指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

３　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（会計の区分）

第３４条　指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第３５条　職員、施設、設備構造、会計、通所（介護予防通所）リハビリテーション計画書、診療録及びその他のサービスに係る記録並びに市町村への通知に係る記録等に関する諸記録を基準に沿った形で整備する。

２　利用者に対する指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（実施規定）

第３６条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附　則　この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

【一部改正　平成１３年　７月　１日】
【一部改正　平成１４年　３月　１日】
【一部改正　平成１５年　２月　１日】
【一部改正　平成１５年　４月　１日】
【一部改正　平成１７年　２月　１日】
【一部改正　平成１７年　４月　１日】
【一部改正　平成１７年１０月　１日】
【一部改正　平成１８年　３月　１日】
【一部改正　平成１８年　４月　１日】
【一部改正　平成１９年　４月　１日】
【一部改正　平成２１年　４月　１日】
【一部改正　平成２３年　７月　１日】
【一部改正　平成２４年　９月　１日】
【一部改正　平成２６年　４月　１日】
【一部改正　令和　３年　４月　１日】
【一部改正　令和　７年　６月　１日】
【一部改正　令和　８年　８月　１日】

別表

利用料金表

項　　目	金　　額	摘　　要
食　　費	８００円	
日 用 品 費	１００円	

１）上記金額は、１日当たりの利用料です。